

議事(3) 運用指針を踏まえた追加取り組み項目(案)について

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1. 今後の追加取り組み項目(案)について…………… | P 1 |
| 2. データ収集項目について…………… | P 4 |

今後の追加取り組み項目（案）について

関係省庁連絡会議で平成27年1月30日に策定した「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の「**必ず実施すべき事項**」及び「**実施に努める事項**」を踏まえ、各発注者が取り組むべき事項を整理。

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根拠

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

今後の追加取り組み項目（案）について

運用指針と既存項目のチェック

必ず実施すべき事項	< 工事 >	< 工事 >	< 業務 >
	既存項目	追加項目	追加項目
適正な工期(週休2日確保含む)		-	
最新の積算基準の適用		-	
歩切りの根絶		-	
低入札価格制度・最低制限価格の適切な活用		-	
予定価格は原則事後公表		-	
適切な設計図書の変更		-	
請負代金の適切な変更		-	
工期の適切な変更		-	

実施に努める事項

適切な入札契約方式の選択		-	-
発注・施工時期等の平準化	-		-
見積もり活用方式の導入	-		-
ワンデーレスポンスの実施(迅速化)		-	-
設計変更の審議		-	-
工事中止等の協議等		-	-
工事完成一定期間後の確認・評価	-	-	-

総合評価

工事では発注・施工時期等の平準化の取り組みを追加する。
業務は必ず実施すべき事項を追加する。

今後の追加取り組み項目（案）について

平成26年度の取り組み項目に加え、工事は平準化等、業務は必ず実施すべき事項を追加する。

平成27年度公表用取り組み項目(案)

< 工事 >	
1. 総合評価方式の導入・拡大	
	総合評価方式の導入・拡大の取り組み状況
	工事評定の実施の取り組み状況
2. 低入札調査基準価格及び最低制限価格の見直し	
	最新の公契連モデル(H25)の適用取り組み状況
3. 予定価格の事後公表への移行	
	予定価格の事後公表への取り組み状況
	「低入札調査基準価格」または「最低制限価格」の事後公表への取り組み状況
4. 予定価格の適正化	
	最新積算基準の適用状況
	労務単価の適用状況
	歩切りの廃止
	不調・不落等の場合の見積り活用方式の導入
5. 工事における生産性の向上	
	適正な工期設定(4週8休の考慮、変更時など)
	精算変更の実施
	4点セットを活用
	3者会議の実施状況
	ワンデーレスポンスの実施
	発注・施工時期等の平準化

< 業務 >	
1. 低入札調査基準価格及び最低制限価格の適用	
	低入札調査基準価格及び最低制限価格の適用
2. 予定価格の事後公表への移行	
	予定価格の事後公表への取り組み状況
	「低入札調査基準価格」または「最低制限価格」の事後公表への取り組み状況
3. 予定価格の適正化	
	最新積算基準の適用状況
	技術者単価の適用状況
	歩切りの廃止
4. 業務における生産性の向上	
	適正な工期設定(4週8休の考慮、変更時など)
	精算変更の実施 (数量、業務条件、業務内容等に変更がある場合)

赤字は、H27年度から追加する公表用取り組み項目(案)

追加項目については、本協議会で項目を確認し、
7月に開催予定の県部会で目標を確認した後、公表する。

データ収集項目について

北陸ブロック発注者協議会 (H26.4.30) で合意されたデータ収集項目に6.を追加して、平成27年度内にデータ収集を依頼する。

< データ収集項目 >

データのみ収集する項目 (案)
< 工事 >
1. 工事表彰制度の有無
2. 地域貢献の評価 (災害協定、維持管理実績、除雪実績)
3. 安全施工マニュアルの整備
4. 工事情報共有化システム (ASP) の導入
5. 建設ICT (情報化施工) の導入
6. 若手・女性技術者の登用支援 【追加】
< 業務 >
1. 入札契約方式の運用状況
2. 成績評価の実施
2. 表彰制度の有無

 本協議会を経て、平成27年度内にデータ収集を依頼する予定。